

FAQ：【ゆせい共済特別号Vol.4（7月1日掲載）】

項番	ご質問	回答
1	私の標準報酬月額を教えてください。	給与明細に記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。
2	10月は協会けんぽの健康保険料と共済の掛金両方が給与から控除されるとのことですが、翌月以降も同様のことは起こるのでしょうか。	重複するのは移行の月だけですので、11月からは共済組合でのひと月分ずつの徴収となります。協会けんぽは翌月徴収、共済組合は当月徴収のため、10月だけ、両方の掛金が控除されます。
3	協会けんぽの健康保険料と共済の掛金控除のタイミングが違うのはなぜでしょうか。	協会けんぽの適用となる民間の会社の多くでは、働いた翌月に給与が支給されますので、その仕組みに対応するよう法律・制度が作られています。共済組合は、もともと公務員を対象としており、公務員では当月分の給与が当月に支給されるという仕組みに対して、法律・制度が作られてきたため違いが生じているものです。
4	給付要件の発生が組合員となる9/30以前の場合、給付対象となるのでしょうか。	給付対象とはなりません。協会けんぽにご相談ください。
5	高額療養費の自動送金は、どの通帳に送金されるのでしょうか。	会社で登録されている給与受け取り口座に送金されます。医療機関から提出されるレセプト（診療報酬明細書）に基づき、共済組合で高額療養費等の計算を行い、自動送金を行っています。送金時期は、最短で診療月の4か月後です。 あらかじめ入院や外来の窓口で払う金額が高額になる場合は、事前に共済組合に申請（※）いただくことで「限度額適用認定証」を交付できますので、詳しくは共済組合ホームページ（よくある手続きから探す→限度額適用認定証）をご参照ください（ <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/gendogaku.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/gendogaku.html</a> ）。 ※9月1日から申請を開始します。国共済適用拡大専用の申請用紙で申請を受け付ける予定ですので、詳しくは特別号Vol.6（8/1発行）をご確認してください。
6	高額療養費は、「算定基準額を超えた額が支給される。」とあるが、附加給付はどのような場合にいくら支給されるのでしょうか。	附加給付は、標準報酬月額ごとに定められている基準額を超え高額療養費の算定基準額までの金額が支給されます。支給額の目安は、共済組合ホームページ（給付・医療費から探す→高額療養費）をご参照ください（ <a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/kogaku.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/kogaku.html</a> ）。
7	傷病手当金は、どのくらいの期間もらい続けることができるのでしょうか。	共済組合加入後（10月1日以降）、法定給付1年6か月、附加給付6か月です。協会けんぽで受けていた期間は通算されません。
8	現在、協会けんぽから傷病手当金（その他各種給付金）を受給しています。この情報も組合員証や被扶養者証（保険証）のように協会けんぽから共済組合へ提供されるのでしょうか。	各種給付金の受給情報は提供されません。共済組合加入後、各自で請求及び関係資料の提出が必要となります。
9	資格証明書が欲しいが、電子申請ができるスマートフォンやパソコンを持っていないため、印刷環境が無い場合どうすればよいでしょうか。	ご自宅にプリンターがない方は、コンビニや大型スーパー等に設置されているマルチメディア複合機のプリントサービスが便利です。電子申請で資格証明書の取得が難しい場合は、別途コールセンターへご相談ください。

FAQ：【ゆうせい共済特別号Vol.4（7月1日掲載）】

項番	ご質問	回答
10	10/1（土）、10/2（日）に病院に入院する場合、資格証明書をどうすれば事前にもらえますでしょうか。	<p>ご不便をおかけいたしますが、協会けんぽに加入している日本郵政グループ社員の皆さまとその被扶養者の方（被扶養者データ提供に同意した方のみ）については、10/3からのご利用となりますのでそれより前の日に発行はできません。</p> <p>利用開始日前に医療機関等を受診する場合は、一度医療機関等の窓口へご相談ください。</p> <p>医療機関等により対応は異なりますが、例えば、受診の際に10割の自己負担額を支払った後、10月中に、10/3から発行可能な資格証明書（もしくはその後発行される組合員証（被扶養者の場合は被扶養者証））を受診した医療機関等の窓口へ提出することで、医療費の払い戻しを受けられる場合があります。</p> <p>払い戻しが受けられない場合については、共済組合ホームページ（給付・医療費から探す→保険証を使わず立替えた）をご参照ください（<a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/ryoyo-tatekae.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/tanki/ryoyo-tatekae.html</a>）。</p>
11	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証及び特定疾病療養受領証は、10/17以降申請できないのでしょうか。	<p>9月末までに事前申請することで10月20日以降、順次発行することができます。</p> <p>申請は10/17以降も申請可能ですが、お手元に到着するまで相当の日数を要しますので、10月の当月中にお手元に届かない場合があります。お早目の申請をお願いいたします。</p>
12	協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に同意する場合、何か手続きは必要でしょうか。	<p>同意いただける場合は、特に手続き・お申し出等は不要です。</p>
13	協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に同意しない場合、「申出期間中に、指定された方法により不同意である旨の申し出をお願いします」とありますが、どういった手続きを行うのでしょうか。	<p>共済組合ホームページ上に、同意しない旨の意思表示をしていただく申請フォームを7月1日（金）より公開いたします。</p> <p>共済組合ホームページからのお手続きが困難な場合は、書面でもお申し出いただけます。申請にあたり、ご留意いただきたい点や申請の期限がありますので、詳細を共済組合ホームページでご確認ください。</p>
14	協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に同意しない場合でも、10/3に資格証明書の申請は可能でしょうか。	<p>同意いただけない場合は、10/3時点で被扶養者として認定ができないため、申請できません。</p> <p>協会けんぽからの被扶養者データの情報提供に同意いただけない場合、通常の被扶養者認定申請手続きが必要となり、概ね1か月以上の期間を要しますので、10/3以降速やかに被扶養者の資格証明書が必要な場合は、被扶養者データの情報提供に不同意されないことをお勧めします。</p>
15	協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に同意しないため、共済組合に被扶養者認定手続きをしたいです。いつからできるのでしょうか。	<p>協会けんぽからの被扶養者データ提供に不同意かつ共済組合の被扶養者としていたい方がいる場合は、保険組合の切り替え日である2022年10月1日からの申請となります。</p> <p>認定までは概ね1か月以上の期間を要します。</p> <p>共済組合ホームページ（よくある手続きから探す→被扶養者が増えた（認定）→手続き方法）をご参照いただき、申請のご準備をお願いいたします（<a href="https://www.yuseikyosai.or.jp/shikumi/hifuyosha-nintei.html">https://www.yuseikyosai.or.jp/shikumi/hifuyosha-nintei.html</a>）。</p> <p>データ提供に不同意の申請があった場合は、被扶養者のご家族全員を「不同意」との取り扱いとさせていただきます。全被扶養者の被扶養者証（保険証）も発行されませんのでご注意ください。</p> <p>なお、誤って不同意とした場合でも期間内であれば取消が可能です。</p>
16	協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データ提供の不同意に係る「周知・申出期間」は、広報誌「ゆうせい共済特別号（Vol.4）」では7/1から8/1までとありますが、共済組合ホームページでは、7/1から9/1となっています。どちらが正しいでしょうか。	<p>不同意である旨の申出期間が以下のとおり変更となりました。</p> <p>変更前「2022年7月1日～2022年8月1日」            変更後「2022年7月1日～2022年9月1日」            ※7月25日までに雇用された方は、8月1日（月）までにお手続きをお願いいたします。</p>

FAQ：【ゆうせい共済特別号Vol.4（7月1日掲載）】

項番	ご質問	回答
17	<p>協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データ提供の不同意に係る「周知・申出期間」は、7/1から9/1までとありますが、「同意できない場合（不同意）のお手続き・期限」は2回に分かれています。</p> <p>例えば、7/25までに雇用され、8/1までに不同意の申し出をせず、8/2以降に申し出を行った場合は、受付とならないのでしょうか。</p>	<p>7/25までに雇用された方は、8/1（書面の場合は8/1必着）までが申出期限となりますが、8/1までに万一申し出できなかった場合、9/1（書面の場合は9/5必着）までにお申し出いただければ、不同意とさせていただきます。</p>
18	<p>私は被扶養者（家族）がいないので、不同意にしなければいけないのでしょうか。</p>	<p>被扶養者（家族）がいらっしゃらない方につきましては、不同意の手続きは不要です。</p>
19	<p>協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データ提供に同意しない予定ですが、申請フォームを使用したくありません。どのように不同意の意思表示をしたらよいのでしょうか。</p>	<p>書面でも受付けておりますので、共済組合ホームページ「お知らせ」欄の「被扶養者情報のデータ提供に不同意の方へ」をご参照いただき、これに書かれている必要な事項を任意の様式に記載の上、共済センターあてに送付してください。</p> <p>送付いただく際には、郵便追跡サービスが利用可能な郵送方法（特定記録郵便、レターパック等）で郵送してください。</p> <p>申請フォーム・書面のいずれかで被扶養者データ提供に同意されない旨のお申し出がない場合は、同意されたこととなりますのでご注意ください。</p>
20	<p>協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データ提供について、申請期間後となる、9月2日（金）以降に同意しない旨の意思表示をしたい場合はどうするのでしょうか。</p>	<p>申し訳ございませんが、お申し出の期限である9月1日（木）までに、同意しない旨のお申し出がなかった場合は、同意が得られたものとさせていただきます。</p>
21	<p>組合員証は自宅に届けてもらえないのでしょうか。</p>	<p>今回は非常に多くの方が協会けんぽより共済組合に加入されることとなるため、確実にお手元に届くよう、皆さまのお勤め先への送付に限らせていただきます。</p>
22	<p>組合員証を10月20日よりもっと早く発行して欲しいです。</p>	<p>発行の処理を進めてまいります、非常に多くの方への発行となり、個別での対応もできないため10月20日以降となります。ご理解いただけますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、10/3の9:30以降であれば、電子申請により、組合員証や被扶養者証が交付されるまでの間、組合員証の代わりに使用できる「資格証明書」をご自身で発行できますので、ぜひご利用ください。</p>
23	<p>協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データ提供に同意しなかった場合、被扶養者証が発行されるまでにどのくらい日数がかかるのでしょうか。</p>	<p>必要な書類をご提出いただき、共済組合での審査後の発行となりますため、申請をいただいてから概ね1か月以上の期間を要します。</p>
24	<p>同居している曾祖父母は被扶養者に当てはまるのでしょうか。</p>	<p>同居している場合は、被扶養者として認められます。</p> <p>収入基準（130万円未満、年金受給なら180万円未満）等の条件がありますので、ご注意ください。</p>